



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	民法入門（平成18年度）
Author(s)	池田, 清治
Issue Date	2006-04-20T05:02:10Z
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/8395
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	learning object
File Information	13.pdf, 第13回レジュメ



債権回収の諸手段 (その2)

《約定担保制度》

6 約定担保が備えるべき性質 - 「物権」としての約定担保制度とその「公示」 -

a 【確認】約定担保が交わされる状況：約定担保制度は誰のためのものか？

* 債権者のため (= 回収確保) ；しかし、それは債務者のため (= 融資を獲得) 。

b 約定担保が備えるべき性質 - 担保の実効性を確保するための制度設計 -

性質・その1：担保物の処分を無力化する方策の必要性 (追及力) 。

【設例1】債務者が担保の目的物を第三者に売却してしまった。

【解決策】それでも債権者がその物を競売して、競売代金から優先的に債権を回収できるような仕組みにしておかねばならない。

性質・その2：他の債権者に優先することの必要性 (優先効) 。

【設例2】他の債権者もその担保目的物に目をつけてきた。

【解決策】その債権者が他の債権者に優先するようにしておかねばならない。

c 「物権」としての約定担保とその「公示」(レジюме p. 22 も参照。)

約定担保の2つの性質から導かれる権利の性質(「物権」でなければならない)。

(1) 【再確認】債権と物権

債権：特定人の特定人に対する権利。

物権：天下万人に対する権利。

(2) 約定担保の性格：「物権」であることの必要性。

- * 2つの設例とも、債権者と競争関係にあるのは債務者でなく、債権者と契約関係のない第三者。つまり、第三者(=天下万人)に対して優先権を主張できるとのシステムが必要(「物権」というスキーム)。

約定担保物権の「公示」の必要性：天下万人に権利関係を知らせるシステム。

- * 約定担保権は天下万人に主張できる。天下万人は約定担保権に劣後するから、その存在を天下万人に情報提供しておく必要がある。

7 抵当権の仕組み - 不動産を担保にするには? -

a 問題状況：不動産は持っているが、現金がない(不動産を担保に金を借りたい)。

b 抵当権の設定手続(参考資料参照)

抵当権設定契約：当事者間で契約する(抵当目的物、被担保債権(額)等を決定)。

抵当権設定登記：登記所へ行って登記する(第三者に対する「公示」)。

c 抵当権のその後の運命 - 抵当権の実行・効力 -

通常の流れ：被担保債権が弁済され、抵当権は消滅(登記は抹消)。

不正常な流れ：被担保債権への弁済がなされず、抵当権が実行される。

(1) 実行の仕方：競売手続(参考資料参照)。

(2) 抵当権の効力・その1：優先弁済効。

- * 競売代金から抵当権者が優先的に弁済を受けられる(【設例2】参照)。

(3) 抵当権の効力・その2：追及力。

- * 目的不動産が第三者に売却されていても、競売可能(【設例1】参照)。

附・第三取得者の地位と抵当権付き不動産の流通

(1) 【確認】第三取得者の地位(追及力)：競売されると所有権を失う。

(2) 追及力を前提とした、第三取得者の行動可能性(=「公示」の意義)。

- * 目的不動産を買うときに、この可能性を折り込んでおけばよい。

8 譲渡担保の仕組み - 動産を担保するには? -

- a 問題状況：動産は持っているが、現金がない（動産を担保に金を借りたい）。
質権の限界（質に入れると利用できない） 譲渡担保制度の必要性。

* 債務者は目的物を利用したい、債権者は債務者に利用させたい（債務者が利用
債務者がもうける 債務者が債権者に債務を弁済する）。

譲渡担保制度の仕組み - その古典的理解 -

(1) 担保目的物の所有権の移転：とりえず債権者の所有物にしてしまい、それを債務者が預かって使う、という法形式を採る（= 債権者は安心できる）。

(2) 債務者の「受戻権」：借金を返すと、再び債務者の所有物になる。

b 譲渡担保の設定手続

譲渡担保権設定契約：（債権の担保としての）目的物の所有権移転 + 受戻権。

譲渡担保（所有権移転）の「公示」：「占有改定」（183条）。

(1) 動産物権の公示方法（= 対抗要件）：引渡（178条）。その方法は4つ。

現実の引渡（182条1項）：

簡易の引渡（182条2項）：

指図による占有移転（184条）：

占有改定（183条）：

(2) 「占有改定」の意味：今後は債権者の所有物として預かるということ。

* 当事者の合意(のみ)によって所有権は移転しており、かつ、債務者から債権者への引渡も済んでいるとイメージする。

(3) 「公示」としての占有改定とその限界(c ()): 占有改定も公示方法として認められているが、債務者が自分の所有物であると称して第三者に売却した場合、問題発生(= 債務者に利用を認めたことの必然的帰結)。

c 譲渡担保のその後の運命 - 譲渡担保権の実行・効力 -

通常の流れ：被担保債権への弁済がなされ、受戻権行使(債務者の所有物)。

不正常な流れ：被担保債権への弁済がなされず、受戻権が消滅する。

目的物の(債権者への)確定的帰属と清算手続(差額は債務者に帰属)。

附・第三取得者の保護と譲渡担保権者の保護

(1) 問題状況：債務者による第三者への売却(ただし、これは稀な事態)。

* 即時取得(192条。レジюме p. 18): これが成立すると、第三取得者が所有権を取得し、債権者(= これまでの所有者) は手出しできなくなる。

(2) 即時取得を成立させない手段の1つ：目的物にネームプレート等を取りつけて、第三取得者を悪意ないし有過失にする(192条参照)。

9 債権譲渡の仕組み - 債権を担保するには? -

a 問題状況：債権は持っているが、現金がない(債権を担保にお金を借りたい)。

通常債権譲渡の仕組み：債権譲渡契約と債務者への通知(レジюме p. 40)。

【再確認・債権譲渡のシステム】

通常債権譲渡の問題点：通知による信用不安、取立の費用とリスク。

b 債権譲渡の新たなシステム - 債権譲渡特例法の制定 -

* 債権譲渡登記制度：Bに知らせることなく、Cの優先権が確保される。